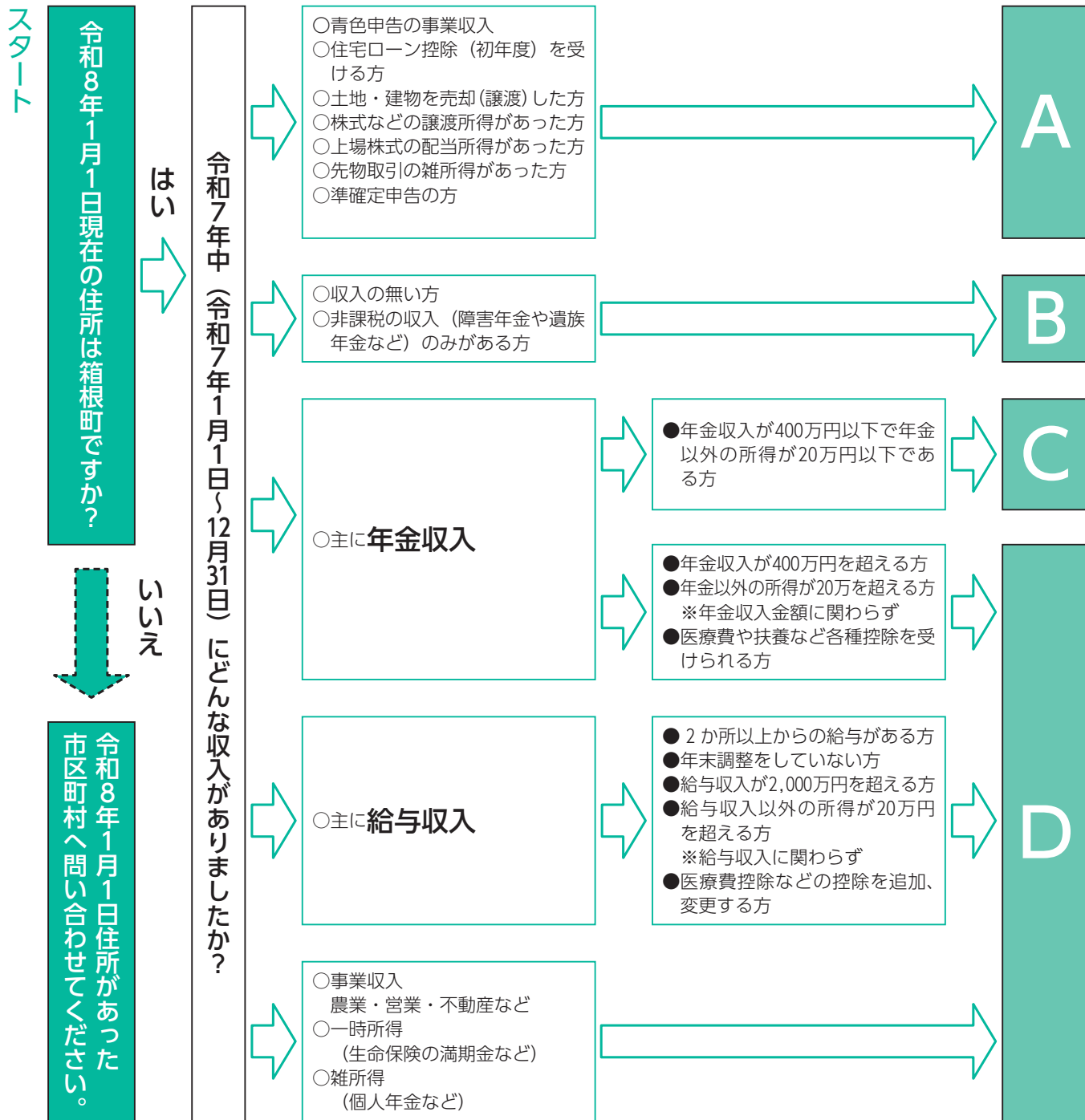




申告フローチャート

所得税または町・県民税の申告が必要・不要？



判定結果

このフローチャートは目安です。内容によっては申告方法が異なる場合があります。

A	小田原税務署で確定申告	添付書類の審査などがあるため、役場ではなく、小田原税務署で申告をお願いします。
B	役場で住民税申告	町内在住の親族の税扶養になっている場合は申告不要です。
C	役場で住民税申告	確定申告が必要になる場合があります。
D	役場または小田原税務署で確定申告	所得税の算出結果などによっては、確定申告不要となる場合がありますが、町民税、県民税申告は必要となります。